

## 北薩広域行政事務組合解体工事入札に係る低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北薩広域行政事務組合（以下「組合」という。）が発注する解体工事において、契約内容に適合した履行を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事)

第2条 この要領の対象となる工事は、組合が発注する解体工事（以下、「本工事」という。）とする。

(調査基準価格)

第3条 理事長は、本工事の請負契約に係る一般競争入札を行おうとする場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる額（以下「調査基準価格」という。）をあらかじめ定めておくものとする。

2 調査基準価格は、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で理事長が定める割合を予定価格に乘じ得た額とする。

3 前項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(入札公告での周知)

第4条 理事長は、本工事の入札公告において、本要領に定める調査（以下、「調査」という。）を実施する旨を明らかにするものとする。

(調査基準価格を下回る価格による入札)

第5条 総務課長は、競争入札等の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（以下「最低入札価格」という。）が調査基準価格未満の価格であったときは、入札に参加した者に対して「保留」を宣言し、後日落札者を決定する旨を告げて入札を終了する。

(低入札価格調査の実施)

第6条 総務課長は、調査基準価格に満たない入札をした者があったときは、当該入札者へ次に掲げる事項が記載された資料の提出を求め、提出された資料の分析、当該入札者の事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

ただし、第2号から第6号までの事項が記載された資料は、第1号の調査結果により、必要に応じ提出を求めるものとする。

- (1) その価格により入札した理由（入札価格の積算内訳、配置予定技術者等）
- (2) 手持工事の状況
- (3) 手持機械の状況
- (4) 労務者の具体的供給見通し
- (5) 過去に施工した公共工事名及び発注者名
- (6) その他の必要な事項

2 前項に規定する資料の詳細な内容は、別に定める。

（指名委員会への報告）

第7条 総務課長は、前条の規定により調査した結果を低入札価格調査報告書（第1号様式）により、北薩広域行政事務組合建設工事等及び物品調達等入札者指名のための資格者推薦委員会規程（平成14年北薩広域行政事務組合訓令第4号）第3条に規定する指名委員会（以下「指名委員会」という。）に報告し、意見を求めなければならない。

（指名委員会の審査）

第8条 指名委員会は、前条の規定による意見を求められたときは、必要な審査を行い、その意見を表示した低入札価格審査結果通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（履行がなされると認められる場合の措置）

第9条 理事長は、指名委員会の意見の結果、最低入札価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

（履行がなされないおそれがあると認められる場合の措置）

第10条 理事長は、指名委員会の意見の結果、最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせずに予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

2 次順位者の入札価格が調査基準価格未満であった場合には、第6条以降と同様の手続によるものとする。

3 理事長は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者（前項の規定により落札者と決定されなかった次順位者を含む。）に対しては落札者としていない旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

る。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年5月11日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

## 低入札価格調査報告書

令和 年 月 日

北薩広域行政事務組合  
指名委員会 委員長 様

北薩広域行政事務組合  
総務課長

令和 年 月 日に実施した \_\_\_\_\_ 工事の入札について、北薩広域行政事務組合解体工事入札に係る低入札価格調査実施要領第3条に規定する低入札価格調査基準価格に満たない入札が行われたことから、同要領第6条の規定に基づき入札価格の調査を行ったところ下記のとおりの結果となりましたので、同要領第7条の規定により調査結果を報告します。

つきましては、北薩広域行政事務組合指名委員会において、当該入札が契約の内容に適合する履行について可能であるか意見を求めます。

### 記

#### 1 低入札価格調査結果

低入札価格調査基準価格 に満たない入札をした者	入札価格（円）	調査結果	所見

#### 2 予定価格

#### 3 低入札価格調査基準価格

※下記の書類を添付すること。

低入札価格調査書、予定価格調書、執行調書、工事内訳書、その他調査により徴収した書類等。

## 低入札価格審査結果通知書

令和 年 月 日

北薩広域行政事務組合  
理事長 様

北薩広域行政事務組合指名委員会  
委員長

令和 年 月 日に低入札価格調査結果の報告を受けた件について、北薩広域行政事務組合解体工事入札に係る低入札価格調査実施要領第8条の規定に基づき、審査した結果、下記のとおりとなりましたので、同条の規定により通知します。

### 記

#### 1 工事名

\_\_\_\_\_ 工事

#### 2 低入札価格審査結果

低入札価格調査基準価格 に満たない入札をした者	入札価格（円）	意見	審査結果

※ 審査結果欄には、「入札価格は適切な価格である。」又は「入札価格は適切な額ではない」と記載する。